

# 令和元年第15回教育委員会議事録

令和元年9月25日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和元年9月25日(水)午後2時00分～午後2時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 折井 麻美子

出席説明員 教育企画担当部長 白石 高士 学校整備 中村 一郎  
教育人事企画課長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘

特別支援教育課長  
済美教育センター  
(仮称)就学前教育 正富 富士夫 学校支援課長 市川 雅樹  
支援センター  
開設準備担当課長

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備担当課長 岡部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター 平崎 一美  
所 長

済美教育センター 東口 孝正 済美教育センター 古林 香苗  
統括指導主事

済美教育センター 宮脇 隆 中央図書館次長 加藤 貴幸  
教育相談担当課長

副 参 事  
(子どもの居場所 倉島 恭一  
づくり担当)

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍 聴 者 2名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第62号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則  
議案第63号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則  
議案第64号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
議案第65号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則  
議案第66号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則  
議案第67号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正  
議案第68号 杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正  
議案第69号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正  
議案第70号 杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正  
議案第71号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則  
議案第72号 杉並区教育委員会幹部職員の任命について  
議案第73号 学校運営協議会の設置について  
議案第74号 教育財産の用途廃止について

### (報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

|        |                            |    |
|--------|----------------------------|----|
| 議案第62号 | 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則  | 4  |
| 議案第63号 | 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則 | 4  |
| 議案第64号 | 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則     | 4  |
| 議案第65号 | 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則   | 4  |
| 議案第66号 | 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則      | 4  |
| 議案第67号 | 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正        | 7  |
| 議案第68号 | 杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正      | 7  |
| 議案第69号 | 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正       | 7  |
| 議案第70号 | 杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正    | 7  |
| 議案第71号 | 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則    | 15 |
| 議案第72号 | 杉並区教育委員会幹部職員の任命について        | 17 |
| 議案第73号 | 学校運営協議会の設置について             | 9  |
| 議案第74号 | 教育財産の用途廃止について              | 12 |

### 報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

**教育長** ただいまから、令和元年第15回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は伊井委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数については満たしておりますので、このまま会議を進めます。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてですが、議案13件、報告事項2件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第71号につきましては、「杉並区立子供園条例施行規則」第19条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、区的意思形成過程上のものとなっております。

また、議案第72号につきましては、人事に関する案件でございます。

従いまして、議案第71号及び72号の審議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第71号及び72号の審議につきましては、非公開といたします。

それでは、まず、他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、9月30日に杉並区立就学前教育支援センターが新たに設置されることに伴う規則の規定整備として関連がありますので、日程第1議案62号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第2議案63号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第3議案第64号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第4議案第65号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5議案第66号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、以上5議案を一括して上程をいたします。

それでは、ご説明をいたします。

これらの規則改正は、令和元年9月30日に、杉並区立就学前教育支援

センターを設置すること及び同センターに所長を置くことに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

はじめに、議案第62号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

担当部長の名称及び担当事務を定める「別表第1」におきまして、教育企画担当部長は、就学前教育支援センターが所掌する事務を担当することを定めるものでございます。

続きまして、議案第63号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第2条の「係等の設置」及び第3条の「分掌事務」の規定におきまして、「就学前教育係」を削る等の改正を行うものでございます。

また、第4条の「職員」及び第5条の「職責」の規定におきまして、「(仮称)就学前教育支援センター開設準備担当課長」を廃止することに伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第64号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

議案を1枚おめくりください。

就学前教育支援センターの事業所印及び所長印を定めるほか、「(仮称)就学前教育支援センター開設準備担当課長」を廃止することに伴い、規定の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第65号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

議案を1枚おめくりください。

名誉所長を称することができる教育機関を定める「別表」に、「就学前教育支援センター」を加えるものでございます。

最後に、議案第66号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第2条の定義規定におきまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

最後に、施行期日でございます。いずれの議案につきましても、令和

元年9月30日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** この案件は新しい杉並区立就学前教育支援センターを設置することに伴い規則上の整備をするということですね。ですから所長を置くということになり、その所長の公印・関連事項等を整理したと理解すればいいわけですね。

**庶務課長** さようでございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いします。

**教育長** それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第62号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第62号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第63号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第63号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第64号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第64号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第65号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第65号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第66号につきましては、原案のとおり可決して異議

ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第66号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、同じく杉並区就学前教育支援センターが新たに設置されることに伴う訓令の規定整備として関連がありますので、日程第6議案第67号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」、日程第7議案第68号「杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正」、日程第8議案第69号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」、日程第9議案第70号「杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正」、以上4議案を一括して上程をいたします。

それでは、ご説明いたします。

これらの訓令改正につきましても、令和元年9月30日に、杉並区立就学前教育支援センターを設置すること及び同センターに所長を置くことに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

はじめに、議案第67号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第2条におきまして、決裁及び専決を行う課長に、「就学前教育支援センター所長」を加えるほか、第4条におきまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第68号「杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第5条におきまして、監察員に「就学前教育支援センター所長」を加え、監察員から「統括指導主事」をはずすものでございます。

続きまして、議案第69号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第8条におきまして、表彰審査会の委員に「就学前教育支援センター所長」を加え、第10条におきまして、被表彰者の推薦を行う者に同センターの所長を加えるものでございます。

最後に、議案第70号「杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部



改正」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第4条におきまして、審査委員会の委員に、「就学前教育支援センター所長」を加えるものでございます。

最後に、施行期日でございます。いずれの議案につきましても、令和元年9月30日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** これも規則改正と同様と理解すればよろしいのですね。

**庶務課長** そのとおりでございます。

**教育長** それでは、議案ごとに採決を行います。

まず、議案第67号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第67号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第68号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第68号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第69号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第69号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第70号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第70号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、続きまして、日程第12議案第73号「学校運営協議会の設置について」を上程いたします。

学校支援課長から、ご説明いたします。

**学校支援課長** 私からは、議案第73号「学校運営協議会の設置について」説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案を1ページおめくりください。

令和元年10月1日付けで、次の学校に学校運営協議会を置くとするものです。

設置する学校につきましては、杉並区阿佐谷南一丁目24番21号、杉並区立杉並第六小学校、荻窪二丁目3番1号、杉並区立松溪中学校、高井戸東一丁目28番1号、杉並区立高井戸中学校の3校になります。

提案理由は、杉並区学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、学校運営協議会を置く必要があるためでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

私からは、以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 毎年、何校かずつコミュニティ・スクールが増えてきているということで、着実に広がり進展していくということを改めて感じております。ありがとうございます。

これまで、色々な学校が指定されてきているわけですが、その中で、例えば桃井第四小学校では、前回伺ったときに「サーモン計画」といって卒業生が戻ってくる活動ということで、貴重なお話を伺ったことがありました。

実際今も例えば大学生の卒業生が、学校の活動に関わってきているということも聞いております。

そんなふうによやもすると、委員が年を重ねて高齢の方が多くなっていってしまう傾向が強い中で、桃四小では、あるいは若い力がどんどん入ってきているということで、大変すばらしいなと思っています。

一方、そういった形で進化している学校の例も聞きながら、逆に停滞というか、あるいは色んな意味で課題等も出てきている学校もあるのではないかと想像はしておりますが、現時点でその辺の情報というか、状態が分かりましたら教えてください。

**学校支援課長** 個別の学校の課題というのは私どもあまり把握していませんが、年1回学校の協議会の会長に集まっていたいただいて意見交換させていただくようなことも行っておりました、昨年9月に実施したのですが、ほぼ全校の会長もしくは代理の方に出していただいて、教育長からもお話をいただいて、色々刺激を受けていただきながら進めているということで、各学校が取り組めるような話などもこちらから仕掛けていければと考えております。

**教育長** 久保田委員の指摘は私も危惧をしているところです。つまり、何か特段困ったことがあるというような話は聞こえてきませんが、決して活動がすごく活性化しているわけではないです。そのことが学校を運営していくうえで、問題になっているかどうかは別にして、ややもするとマンネリ化しているのではないかという危惧は、当事者である学校のCS委員から自分たちの自戒の念も含めて、活発にやっていかなければならないという意見を聴くことはあります。

これは幸いなことに、どこかから活動が活発ではないと指摘されて気づくというよりは、自分たちの日常の活動の中で、もう少し何とか活性化していく方法があるのではないかとか、もしかしたら自分たちが見逃している深刻な課題があるかもしれないといった問題意識を持っていたらいい証左でもあるわけです。そういう声が聞こえてくることは決して悪いことではないのですが、先週行われた運営協議会の会長や職務代理の方々との話の中であの盛り上がり方を見ていると、やはり自分たちの学校で、甘いことに気づいたり、あるいは自分たちの学校で取り組んでいることの良さを、改めて自分たち自身が自覚をしたりとか、良い1時間余りの話し合いだったなと思います。

参加者の感想の中にも、他校の取組が分かって、自分たちも大変刺激を受けたとか、あるいは自分たちの取り組んでいることの方角性に自信を持っていいのだと改めてそう思ったとか、色々な声が聞こえてきましたので、是非これからそういった意見とか話題の交流を進めていってほしいと思います。

先ほどの指摘の中にあつた、桃井第四小学校は1番最初の指定校ですから、もう15年経つのです。それに対して昨年、今年、あるいは来年以降、指定をしていくところは15年あとからそういった仕組みを取り入れていくわけですから、当然先に取り組んできたところと後発のところと

違いはあって当然です。

ただ、何も知らないところで15年遅れてきたってということでは決してなく、学校支援本部の活動であるとか、日ごろの学校評議員会の活動であるとか、そういうことを通して先行する学校の様子を分かった上で、自分たちが学校運営に生かして、地域運営学校に移行していく機会を温めてきているわけですから、決して15年あとに設置されたから、15年分遅れているとは、私は思いません。

そういう意味で、一日の長のある学校は、後発の学校により効果的なサポートをしてほしいし、あとから学校運営協議会の方式を取り入れた学校も、決して遅れてしまったと思うことなく、自分たちの学校を自分たちで運営していく働きかけを是非みんなで作ってほしいなと思います。

この間の話しぶりを見ると、皆さんの積極的な意見の交流、言葉の交わしあいというのは、大変頼もしいというか、聞いていても、こういう方たちに学校運営に関わっていただけるということは、今後大いに力になるし、できればあの雰囲気を校長先生方にも見てほしいと思いました。

**学校支援課長** ありがとうございます。その際の会議でも出たのですが、他校の取組がなかなか分からないので、CSだよりというのを毎年各学校で作っており、これまでお互いそれを配布するというのをやっていなかったもので、一定程度、学校支援課で取りまとめて各学校ないし会長に見ていただけるような仕組みを作っていきたいなと考えております。

**教育長** 学校支援課でどんどんやってください。もったいないです。あっちの学校でこういうことがあった、こっちの学校でああいうことやっているということ、そういう情報を学校支援課が介在して、あるいは中継して各学校に流してあげるっていうことは是非やってほしいです。

学校と学校が直接やることはもちろん大事なことで、それもやっていただきたいけれども、もしそのようにはいかないのであれば、どこかに中継のセクションを置いてその情報をそれぞれが共有することができるようにする。

学校支援課の仕事の1つはそういうことです。支援の仕方は色々あって、他校の情報、A校の情報をA校以外のところに流してあげたり、あるいは新しいところについては、個別に相談に乗ってあげたりとか、色

んな意味で間に挟まるセクションとして力を発揮していただきたいと思  
います。

**学校支援課長** そのように取り組んでいきたいと思えます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第73号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第73号につきましては、原  
案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、続きまして、日程第13議案第74号「教育財産の用途  
廃止について」を上程いたします。

学校整備課長から、ご説明申し上げます。

**学校整備課長** それでは、議案第74号「教育財産の用途廃止について」ご  
説明申し上げます。

成田西子供園につきましては、老朽化に伴う園舎建て替えにより移転  
をいたしますため、教育財産の用途を廃止するものでございます。

用途廃止したのちは、園舎については、保育課へ所管を移し、その後  
建物は解体され、新たな保育用地として整備される予定でございませ  
ん。

用途廃止する土地及び、建物についてご説明申し上げます。

案内図をご参照いただければと存じます。

土地の地番につきましては、成田西一丁目786番2及び成田西一丁目  
787番2、建物の所在地につきましては、成田西一丁目28番6号でござ  
いませ

土地面積は、1,732.07平米。建物、園舎につきましては、鉄筋コンク  
リート造2階建て、延べ床面積714.46㎡となっております。

用途廃止日につきましては、新たな園舎に移転をし、成田西子供園を  
開設する、令和元年10月21日としております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がご  
ざいましたら、お願いいたします。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第74号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第74号につきましては、原案とおりに可決いたします。

それでは、引き続きまして報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

**学校支援課長** 私からは、学校運営協議会規則に基づく、「学校運営協議会委員の任命について」ご報告させていただきます。

先ほどご議決いただきました、新校の委員につきましては1ページに記載の通りでございます。杉並第六小学校で7名、松溪中学校で10名、高井戸中学校で9名の方の委員の任命となります。

また、2ページから5ページにつきましては、既設校で新任及び任期の更新を迎える委員の一員を載せております。

1番最後に添付しております、参考資料ご覧いただければと思います。繰り返しになりますが、新規設置校では3校で26名、既設置校では18校で、総計110名、合計で21校136名の方の任命となります。

なお、任期は令和元年9月30日までの2年間となります。

私からの説明は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

**教育長** 先ほど久保田委員からもお話ありましたが、学校運営協議会の委員に若い方をどんどん加えていくべきだというご指摘がありました。その可能性として、例えば、桃井第四小学校のように、当時在籍していた小学生が大学に行き、あるいは大学を卒業して地域の一員として学校運営協議会が主催する様々な行事に参加をしていただけるようになってきている。

私もその学校運営協議会の方から、是非このような若い人達に、今後、学校運営協議会の委員として参加していってもらえるように働きかけて

いきたいというお話を伺いました。

大変良い話しだと思います。私は教育委員会でかねがね学生や子育て中のお母さんとか、そういう方にも参加できるようにであれば参加してほしいと言ってきました。ただ色々な事情があって大学生が日中は大変で出られないとか、子育て中でなかなかそういうところに継続的に参加できないとの等々がそういう事情や理由があることは承知しておりますけど、何か工夫することによって、そういう方が参加することができるようになれば、大きく変わっていく可能性もあると思います。

杉並第十小学校で、色々な話をするとき、ファシリテーターの手法を使って、色々な人の意見を広く求めたり、あるいは意見を交換することができるように、そういう技能や能力を持った方がCS委員になって、そのために大変活発な議論がされるようになったという報告もあります。

是非今後、色々な能力や経験を持った方に積極的に参加してもらえよう環境づくりを今後していったらいいなと思います。

**庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番については以上とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

**生涯学習推進課長** 私からは、令和元年8月承認分の「教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告をいたします。

8月分の合計でございますが、全体で24件でございます。

定例・新規の内訳は、定例が23件、新規が1件となっております。

共催・後援の内訳は、共催が5件、後援が19件でございます。

新規の1件は、庶務課受付分でございますして、4ページをご覧ください。

新規の名義形態は後援でございます。団体名が立志塾実行委員会、事業名が「立志塾2019」でございます。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いをいたします。

**折井委員** 今ご紹介いただきました新規の「立志塾」というのは、1日のイベントなのではないのでしょうか。勉強会ではないのですね。

**庶務課長** これは、1日のイベントということで良いのかと思いますけど、小学生向けのキャリア教育事業ということで、例えば元パラリンピックの選手や、将棋で活躍され、アマチュアからプロになられた方、瀬川晶司さんという方だそうですが、そういった方にご講演をいただくというようにそういう事業内容という申請が出ております。

**折井委員** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょう。

それでは、ないようですので、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で、報告事項を終わります。

**教育長** それでは、冒頭に決定いたしました通り、ここからは非公開で審議させていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 今後の教育委員会の開催予定でございますが、10月9日(水)は区議会決算特別委員会を開催中のため、休会とさせていただきます。

また、10月23日(水)につきましては、区議会第4回定例会のスケジュールの関係で日程を変更させていただき、次回の委員会は10月30日(水)午後2時からとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**教育長** ありがとうございます。

それでは、改めまして、議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第10議案第71号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、「子ども・子育て支援法」などの法令が改正されまして、本年8月の区議会臨時会におきましては「杉並区立子供園条例」の一部を改正し、「短時間保育及び長時間保育」の保育料を0円としたところでございます。

また、「子ども・子育て支援法」の改正におきましては、これまでの「子どものための教育・保育給付」による認定に加えて、「子育てのための施設等利用給付」による認定が設けられ、「預かり保育」が対象に



なったところでございます。

これらのことに伴いまして、保育料に係る規定を削除する等の必要があるため、規則を改正するものでございます。

それでは、改正の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案を6枚おめくりいただきまして、「新旧対照表」をご覧ください。

第6条におきましては、入園の申請における「長時間保育」の要件を改めるものでございます。

「子ども・子育て支援法」の改正により、「子育てのための施設等利用給付」が新設されまして、「預かり保育」がその対象になりました。

このことから、「長時間保育」の要件を、『「短時間保育」の要件に該当し、かつ、「短時間保育」に係る時間の前後に「預かり保育」を利用する場合』に改めるものでございます。

なお、「短時間保育」の要件につきましては、「長時間保育」の要件の改正に併せて、規定を整備してございます。

次に、第10条におきましては、「長時間保育の保育時間」の要件を改めるものでございます。

「子ども・子育て支援法」の改正により新設された、「子育てのための施設等利用給付」につきましては、当該幼児に係る「保育必要量の認定」が「不要」とされたところでございます。

第6条の改正でご説明した通り、「長時間保育」の要件に、新設された「給付」の対象となる「預かり保育」を加えることから、現行の第10条で引用する「保育必要量」の規定が適用されないこととなりました。

このことから、第10条におきまして、新たに「必要な保育の量」の規定を定めるものでございます。

第12条の2から「新旧対照表」6ページの第20条までの「保育料の算定方法」、「決定通知」、「保育料の納期」、「保育料の減免」等の各規定におきましては、「短時間保育及び長時間保育」の保育料を0円とすること等に伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

また、「入園承認通知書」等の様式におきまして、保育料を0円とすることに伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

最後に附則でございます。

議案をはじめから6枚おめくりいただいた、新旧対照表の左側のページ、「附則」をご覧ください。

施行期日は、令和元年10月1日としております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

**教育長** 保育料が無償化になることによって、保育料を算定する必要も、納付の手続きを定める必要も全てなくなるということですね。

**庶務課長** そうです。ですので、先ほどの1つの例をとりますと、承認通知のような様式の中に、保育料おいくらですよと書いてある欄がなくなっていくというイメージで取っていただければよろしいかと思えます。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第71号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、議案第71号につきましては、原案の通り可決といたします。

**庶務課長** それでは、引き続きまして、日程第11議案第72号「杉並区教育委員会幹部職員の任命について」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

議案を1枚おめくりください。

杉並区立就学前教育支援センターが令和元年9月30日に開設されることに伴い、新たに任命する杉並区教育委員会の幹部職員でございます。

「杉並区立就学前教育支援センター所長」につきましては、「特別支援教育課長」が兼務することとし、現在「杉並区立済美教育センター(仮称)就学前教育支援センター開設準備担当課長」の正富富士夫が異動となるものでございます。

提案理由でございますが、人事異動により任命する必要があるものでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

今の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いを

いたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第72号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、議案第72号につきましては、原案の通り可決といたします。

以上で本日予定をしておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。